

技術者の配置に係る入札参加資格の金額要件の見直し
及び
現場代理人の常駐義務の緩和措置拡大について

国土交通省及び横浜市による技術者配置要件の見直し及び現場代理人の常駐義務の緩和措置拡大に伴い、当公社においても技術者配置に係る入札参加資格の金額要件の見直しを行います。またこれに伴い現場代理人の常駐義務の緩和措置拡大を実施します。

1 適用開始

令和5年4月1日以降に公告又は通知を行う案件から適用します。

2 技術者の配置に係る入札参加資格見直し

建築工事以外の工事については、予定価格（税込み）8,000万円以上の工事の場合に監理技術者の専任配置を、4,000万円以上8,000万円未満の工事の場合に監理技術者又は主任技術者どちらかの専任配置を、4,000万円未満の工事の場合に主任技術者（監理技術者資格証を有する者での可）の配置を入札参加資格として求めます。

建築工事については、予定価格（税込み）8,000万円以上の工事の場合に監理技術者の専任配置を、8,000万円未満の工事の場合に主任技術者（監理技術者資格者証を有する者でも可）の配置を入札参加資格として求めます。

変更前			変更後		
予定価格（税込）	配置技術者	配置	予定価格（税込）	配置技術者	配置
7,000万円以上	監理技術者	専任	8,000万円以上	監理技術者	専任
7,000万円未満 3,500万円以上	監理技術者 又は 主任技術者	専任	8,000万円未満 4,000万円以上	監理技術者 又は 主任技術者	専任
3,500万円未満	主任技術者	兼任可	4,000万円未満	主任技術者	兼任可
※建築工事については以下のとおり					
7,000万円以上	監理技術者	専任	8,000万円以上	監理技術者	専任
7,000万円未満	主任技術者	兼任可	8,000万円未満	主任技術者	兼任可

3 現場代理人を兼任することができる要件の拡大について

(1) 全ての契約方式（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）共通

公社が発注した工事であり、かつ、監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる体制が確保されている場合で、次のア又はイに該当するとき、現場代理人を同一人が兼任することができます。

ア それぞれの予定価格（税込）が4,000万円（建築の場合は、8,000万円）未満の2件の工事請負契約

イ 次のいずれかの要件を満たす3件の工事請負契約

(ア) 3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含まない場合

予定価格（税込）の合計が4,000万円未満であること

(イ) 3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含む場合

予定価格（税込）の合計が8,000万円未満であること

ただし、3件の中に、建築以外の工事請負契約を含む場合には、建築以外の工事請負契約の予定価格（税込）の合計が4,000万円未満であること

- ※1 ア又はイいずれにおいても、工事現場への出勤体制について制限を設けている、緊急性がある等の理由から、特に兼任を認めないとする工事請負契約、設計変更等に伴う契約変更により請負代金額(税込)が4,000万円（建築工事の場合は8,000万円）以上となった工事請負契約についてはこの限りではありません。
- ※2 ア又はイにより複数の工事請負契約の現場代理人を同一人が兼任した場合でも、当該現場代理人は、「現場代理人の工事現場への常駐を必ずしも要しない期間」（(4) アからエまで参照）を除き、いずれかの工事現場に常駐しなければなりません。
- ※3 適用開始日より前に公告した工事請負契約と現場代理人を兼任させる場合は、**全ての工事において従前の基準を適用します。**
- ※4 継続工事、追加工事、工事場所が同一の合併入札の工事請負契約は1件とみなし、工事請負契約の予定価格（税込）の合計により判断します。

(2) 継続工事及び追加工事等

既に締結している工事請負契約（以下「既契約」という。）の請負人と新たに継続工事又は追加工事等を随意契約により締結する工事請負契約において、既契約の現場代理人と同一人が、当該工事請負契約の現場代理人を兼任することができます。

(3) 契約締結後の対応

現場代理人を兼任する場合は、契約締結後、「現場代理人等選定通知書」に、兼任する他の工事請負契約の工事名を必ず記載してください。

なお、兼任する工事名を記載しない、実際とは異なる工事名を記載する等の虚偽が判明した場合には、監督員指示書により是正を図るとともに、工事成績評定に反映させることがありますので、ご注意ください。また、是正指示を行ったにもかかわらず、代わりの現場代理人の配置ができない等の理由から速やかに是正されなかった場合は、工事請負契約の解除、工事成績評定への更なる反映等の必要な措置を行うことがありますので、ご注意ください。

(4) 現場代理人の工事現場への常駐を必ずしも要しない期間について

公社と締結した工事請負契約では次のアからエまでに掲げるいずれかの期間中である場合、監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されているときは、現場代理人は工事現場に常駐することを必ずしも要しません。

- | |
|--|
| <p>ア 工事請負契約を締結した日から実際に現場に着手する日（工事着手届を受理した日ではなく、現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事のいずれかが開始される日）の前日までの期間</p> <p>イ 工事契約約款第 21 条の規定に基づき工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>ウ 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事請負契約であって、工場製作のみが行われている期間</p> <p>エ 工事完成届が提出された日から工事完成検査が完了するまでの期間</p> <p>なお、これらの期間は現場代理人が工事現場に常駐することを必ずしも要しない期間であって、他の工事請負契約の現場代理人を兼任することができる要件ではないことに留意してください。</p> |
|--|

(担当)

公益財団法人横浜市建築保全公社
総務課 契約係
電話：641-3124